

基本目標 I 安心して子どもを産み育てることができる まちづくり

1 安心して妊娠・出産できる環境の整備

【現状と課題】

- ・晩婚化等に伴い、ハイリスク妊婦の割合や周産期死亡率が高くなっていることから、安心して子どもを産み育てられるよう、プレママ・プレパパクラスの開催、母子健康手帳(親子健康手帳)交付事業、妊婦相談、妊婦一般健康診査等を通じて、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠・出産に不安を持つ人が気軽に相談できる機会の提供に取り組んでいます。
- ・産前産後の心身の負担や育児不安を生じやすい時期にヘルパーを派遣し子育て家庭を支援するほか、新たに出産直後の母子への心身のケアを行う産後ケア事業等を実施しています。
- ・不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成しているほか、いわき市保健所及び各地区センターで、県の事業と連携し不妊や不育症に関する専門相談にも対応しています。
- ・本市の周産期死亡率は年々減少傾向にあり、平成 24 年度には 4.7%となったが、依然として国(4.0%)・県(4.6%)を上回っています。また、全出生中の低体重出生児(2,500g 未満)の割合も平成 24 年は本市が 10.1%で、県(9.7%)・国(9.6%)を上回り、これらの数値の改善が課題となっています。

【主なご意見】

- 産んだ子どもをいかに大事に育てるかという視点も同様に大事である。特定妊婦に対する支援は、今はいわき市にはないので、ぜひそういう視点も入れていただければと思う。
⇒ 育児不安を生じやすい時期にヘルパーを派遣し、子育て家庭を支援しているが、支援が足りているかどうかという検証も含め検討していきたい。
- 乳幼児家庭全戸訪問事業において養育支援訪問事業が必要であると判断した場合でも、訪問を断られるケースもあるので、もう少し支援策を盛り込んでいただきたい。
- 利用者支援事業を7地区で実施することにより、地区に相談しやすい場所ができるのはいいが、人の配置や場所の問題などがあると考え。
⇒ ご指摘のとおり人の配置や場所が狭いところなどの課題があるので、検討していきたい。
- トータルな保健指導の充実について、妊婦健診の中で考えていただきたい。
- 妊産婦ケアセンターの設置を検討していただきたい。
- 妊娠中から支援できることなどを充実させ、産後虐待の減少や精神疾患を持つ妊婦のサポートなども非常に重要だと考える。
⇒それぞれ庁内検討委員会の中で協議していきたいと考えている。

【具体的施策の展開】

(1) 妊娠・出産への支援

妊産婦及び乳幼児の保健管理の向上を図るために、母子健康手帳を交付し、妊婦相談、妊婦健康診査を実施します。また、乳幼児の発育・発達節目の時期に定期的に健康診査を実施し、乳幼児の発育・発達支援、疾病予防を図ります。これらの健診等の機会に、あわせて子育ての不安・悩み、心身の発達の心配や健康等について相談に応じ、育児不安の解消を図ります。

《主な取組・事業》

○母子健康手帳（親子健康手帳）交付事業

- ・妊娠届をした妊婦に母子健康手帳（親子健康手帳）を交付し、妊娠・出産・育児期において母と子の一貫した健康管理を推進します。

○妊産婦相談

- ・母子健康手帳（親子健康手帳）交付時や電話相談等により、妊娠・産後の経過に応じた個別相談及び支援を行います。

☆妊婦健康診査

- ・母体と胎児の健康のために妊婦健康診査を実施し、妊娠中の異常の早期発見と適切な援助、正常な出産に向けて妊婦の健康管理を支援します。

○乳幼児健康診査

- ・乳幼児の健やかな成長のために、発育・発達の節目の時期に健康診査を実施します。あわせて子どもの健康や子育てに関する情報提供、相談や、親同士の交流を推進します。また、医師との連絡会開催等により、健康診査の従事者の資質向上を図るとともに、ハイリスク親子への支援、未受診者への対応を充実します。

○乳幼児健康相談

- ・身近な専門相談の場として、総合保健福祉センターや地区公民館等において、心理判定員、栄養士、歯科衛生士、保健師等による相談会を実施します。

○幼児むし歯予防対策事業（※新規）

- ・1歳6か月及び3歳児健康診査時において、希望者に「フッ化物歯面塗布」を実施します。

○出産支援金支給事業（※新規）

- ・出産を奨励祝福するとともに、出産にかかる経済的な負担を軽減するため出産支援金を支給します。

○産後ケア事業

- ・出産後、育児不安や体調不安があり、家族などから支援を受けられない場合、助産所における母体の保護・保健指導等のサービスを提供します。

★医療提供体制支援事業

- ・市内において診療体制が不足している特定診療科(小児科、産科等)を再開、または新設する場合に、診療室の改修などの施設整備や医療機器などの購入に要する費用の一部を助成（上限 2,500 千円）します。

☆印は、子ども子育て支援事業計画にかかる事業（以下同様）。

★印は、市実施計画（復興編）にかかる事業（以下同様）

(2) 訪問指導・育児教室等の充実

妊産婦並びに新生児の健康の保持及び異常の早期発見を図るための訪問指導等を行います。また、乳幼児家庭全戸訪問事業などにより把握した、養育支援が特に必要と判断した家庭に対する支援を行います。プレママ・プレパパクラスでは、子育て育児を支援するための教室などを実施し、安心して子育てできるよう支援します。

《主な取組・事業》

○妊産婦・新生児訪問指導

- ・妊婦、産婦、新生児（生後 28 日以内）を対象に、保健師・助産師が家庭訪問し、相談や妊娠・産後の経過に応じた保健指導を行います。

☆いわきっ子健やか訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

- ・生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

☆養育支援訪問事業（※新規）

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

○乳幼児訪問指導

- ・育児不安の軽減や育児指導のため、保健師が家庭訪問をします。

○産後の母子に対する支援

- ・出産後まもなく、家事や育児が困難となっている核家族等の母子を対象とした支援を推進します。

○プレママ・プレパパクラスの開催

- ・妊娠・出産・育児に関する知識を身につけながら、他の妊婦との交流により楽しく子育てができるよう開催します。また、両親ともに子育てに臨めるよう父親の参加を促し、教室終了後は自主的グループ活動へつなげるよう支援します。

○養育医療給付事業

- ・入院治療が必要な未熟児に対して、その入院養育に必要な医療費の一部を市が負担します。

○小児慢性特定疾患治療研究事業

- ・小児慢性特定疾患に罹患し長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため医療費の一部を公費負担します。

(3) 不妊等への支援

不妊や不妊治療に関する情報提供を充実させるとともに、気軽に相談できる体制づくりや専門的相談への対応、不妊治療等への助成を行います。

《主な取組・事業》

○不妊・不育症総合相談（※新規）

・不妊及び不育症に関し、検査や治療のこと、身体や精神的な悩みなどに関し、気軽に相談できるようPRや相談体制を充実します。

○不妊専門相談との連携

・県の不妊専門相談事業と連携し、不妊に関する治療のことに関する専門的な相談に対応します。

○不妊治療等への経済的支援

・不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成します。また、不育症に関する県の相談や治療費助成について周知します。

○女性特有の健康問題への対応（※新規：第二次いわき市男女共同参画プラン）

・女性特有の健康問題に対する相談窓口の整備充実と、相談窓口の充実に努めるとともに、妊産婦に対する適切な指導、相談を行います。

2 就労と子育ての両立支援

【現状と課題】

- ・いわき市の出生率は、現行の計画期間中も減少傾向にあるものの、市民のライフスタイルの変化、職業・就労形態の多様化などに伴い、様々な保育サービスの充実が求められてきたところであり、低年齢児の保育ニーズをはじめ、乳児保育や、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など計画に掲げた整備目標に沿った形で各事業の拡充を図ってきました。
- ・東日本大震災以降、双葉地方からの避難児童の受入も行っているが、今後とも、市外の利用者のニーズにも応えていく必要があります。
- ・また、育児休業制度については普及してきており、男女ともに育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、男性の取得率は依然として低い状況にあります。
- ・子ども・子育て支援新制度では、地域における保育・教育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供する必要があります。

【主なご意見】

- 男性の育児休暇がとても大切。また、男性が女性と同程度育児休暇をとるまでの間にできることとして、子どもが生まれてから1年間は残業をしないとすることも大切だと考える。女性の働き方や保育問題だけでなく、男性の働き方の見直しが必要。父親に対する支援こそ必要であると考えます。

(1) 多様な保育サービスの充実

就労形態の多様化や低年齢児の保育需要に対応するため、民間活力等を活用しながら、乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの充実を図ります。

《主な取組・事業》

○乳児保育の推進

- ・乳児保育のニーズが高いことから、受け入れ枠の拡大を推進します。

☆延長保育事業

- ・保護者の通勤時間等によるニーズに対応し、受け入れ枠の拡大を推進します。

☆一時預かり事業

- ・パート就労等により断続的に家庭で保育ができない場合、または冠婚葬祭等により緊急・一時的に保育ができない場合に、児童を預かります。

○休日保育事業

- ・保護者が仕事などで日曜日・祝日に家庭で保育ができない場合に、市内在住の就学前児童を対象に実施します。

☆病児・病後児保育

- ・病気の回復期にあり、普段通っている保育所や幼稚園に通うことができない児童を病児・病後児保育室で一時的に預かります。

○保育所・幼稚園での子育て相談の充実

- ・市内のすべての保育所・幼稚園で、経験豊かな職員による子育て相談を定期的実施します。

○保育所・幼稚園の園庭開放

- ・地域の子育て家庭に身近な遊び場を提供するため、保育所や幼稚園の園庭開放を推進し、市のホームページ等で周知します。

○児童福祉施設の福祉サービス第三者評価事業の実施検討

- ・児童福祉施設について、福祉サービスの質の向上を図るため、第三者評価機関による評価の実施について検討します。

○保育所の整備

- ・公立保育所の多くの施設で老朽化が進んでいることから、保育環境の向上を図るため、計画的な施設整備を推進します。

○認可外保育施設に対する助成

- ・認可外保育施設に入所している児童の処遇向上を図るため、入所児童健康診断費と教材等購入費について助成します。

○平日昼間の保育サービス（保育所定員）

- ・低年齢児の保育所入所へのニーズが高く、避難児等による増加も予想されることから、地域ごとに必要な受け入れ枠の拡大を図ります。

○公立保育所における土曜日午後の保育の推進

- ・保護者の就労形態の多様化に対応するため、公立保育所における土曜日午後の保育の実施拡大を推進します。

(2) 子育てしやすい雇用環境の整備

【現状と課題】

- ・国では、一人ひとりが心身ともに健康かつ喜びに満ちた人生を送るため、仕事と、家事・出産・育児などの家庭生活や趣味、地域における活動などが調和した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{※1}の実現に向けた取り組みが進められています。
- ・平成19年4月に改正男女雇用機会均等法が施行され、性別により差別されることのないよう規定の明確化・強化が図られるとともに、男性にも対応する内容に改正されました。また、母性保護の観点から妊娠等の理由による不当な取扱いの防止について強化されました。
- ・国による平成25年度雇用均等基本調査（速報）の結果では、育児休業取得率は女性が76.3%、男性が2.03%となっています。
- ・平成25年度実施のアンケート調査（就学前児童保護者）では、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が7.6%、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が32.3%など、女性が子育てが一段落して再就職を希望しても、就職先が見つからなかったり、再就職が難しい状況があることから、女性の継続的な就業を支援するための取り組みを進めていく必要があります。

【具体的施策の展開】

① 仕事と生活の調和を推進するための環境づくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、企業や市民を対象に、男女を問わず育児休業を取得しやすい環境づくりや柔軟な就業形態の普及に向けた啓発に努めます。

《主な取組・事業》

¹※ 個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、多様なライフスタイルを選択・実現できる状況のこと。

○ワーク・ライフ・バランスの意識の浸透（※新規：第二次男女共同参画プラン）

・仕事と生活のバランスのとれた働き方の重要性と有用性について、企業や市民への浸透を図ります。

○育児休業制度等の普及推進

・子育ての喜びや責任を男女が共に分かち合えるよう、育児休業を取得しやすい職場づくりについて普及啓発に努めます。

・男女雇用機会均等法や労働基準法、母子保健法等に基づく妊娠・出産等の母性保護などについて、企業や就労者に対する啓発を行います。

○雇用の場の確保に向けた支援（新規）

・性別にかかわらず正規雇用も含めた多様な就労形態が選択できるよう、雇用機会の確保に向けた啓発を行います。

○子育て女性等の就労支援（新規）

・ハローワークの「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」では、子連れでも安心して相談ができる環境を整えており、子育てが一段落し再就職を希望する女性や、育児と家庭の両立を望む人の職探し等を応援する場が創出されており、積極的に利用されるよう、市のHPに案内を掲載するなどのPRを行います。

○職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度（新規）

・職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、制度の利用を促進した事業主または事業団体に対して支給される国の助成金制度をPRします。

★女性医師等就業支援事業

・市内において診療体制が不足している特定診療科(小児科、産科等)を再開、または新設する場合に、診療室の改修などの施設整備や医療機器などの購入に要する費用の一部を助成(上限2,500千円)します。

3. 男女共同参画の推進

【現状と課題】

- ・本市においては、男女参画社会の実現に向け、平成23年1月から平成28年3月までを推進期間とする第二次いわき市男女共同参加プランを策定し、同プランに基づき、子育て講演会の開催、市男女共同参画プラン推進懇話会の開催、男女共同参画フォーラム等の開催、学校におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の取組みを行っています。
- ・一方、本市における「子育て支援に関するアンケート調査」においても、家事・育児のすべてにおいて妻の負担の割合が大きいという結果が出ています。
- ・今後とも、男女共同参画による子育ての推進を図るためには、男性の意識改革、さらには子育てに対する社会全体の意識改革を早急に図っていくことが必要です。

【具体的施策の展開】

(1) 男女共同参画による子育ての推進

男女共同参画社会に関する各種の広報活動や、学校等での男女平等教育の推進等を通じて意識啓発に努めます。特に、男性の意識改革と、子育てに関する社会全体の意識改革に努め、父親の育児参加に向けた啓発を積極的に行います。

《主な取組・事業》

○広報活動の推進

- ・市男女参画情報誌の発行、市広報紙、市ホームページ等を活用し、男女共同参画についての理解の促進を図るための広報活動を推進します。

○学校等における男女平等教育の推進

- ・学校教育の場において、家庭と連携を図りながら、男女平等意識を育む教育と一人ひとりの個性を育む生活、進路指導を行います。

○子育て講演会の開催

- ・子育てをテーマとした講演会を開催することにより、男女がともに協力して行う子育ての推進を図ります。

基本目標Ⅱ 子どもが幼児期から成人になるまで、ひとしく、はつらつ、すこやかに育まれるよう支援

1 子どもの人権尊重の推進

【現状と課題】

- ・要保護児童等の適切な保護等を図るため、平成 21 年 2 月に「市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待防止の体制整備に努めています。
- ・しかし、浜児童相談所で受け付ける児童虐待の相談受付件数は、増加傾向にあり、地域で子どもを守る対策の強化が必要とされます。
- ・小学校・中学校でのいじめ防止の対策として、平成 25 年度は各学校に対して「学校いじめ防止基本方針」を策定するなどの取組みを行っています。また、今後いじめ防止に関する条例制定についても検討することとしています。
- ・全国では、小学生が身勝手な大人のてにかかり、命を奪われる事件が起こっています。社会全体で、子どもたちを大切に見守っていく機運を醸成するなど、子どもを支える仕組みづくりについて検討していく必要があります。

【主なご意見】

- 市に要保護児童対策地域協議会が設置されたこと、浜児相の虐待の相談件数が増えているので地域で子どもを守る対策の強化が必要とされるという部分で、市でやれること、例えば生活や保健の支援についてトータルコーディネートをする部分が弱いと思うので、その辺りの相談窓口の強化ということも、この計画に盛り込んでいただきたい。
- 現代のいじめ問題は、IT 関係(LINE など)が利用されるケースなどが増えている。学校安全推進事業として、様々なワークショップなどを取り入れ、子どもたちが自ら危険を察知し、回避する能力・態度を育成する活動・事業をいわき市でも取り組んでほしい。

【具体的施策の展開】

(1) 子どもの権利尊重に関する意識の醸成

一人ひとりの子どもの権利擁護を推進し、子どもを大切に育てる社会をつくるため、子どもの人権に関する啓発を積極的に推進します。

《主な取組・事業》

○子どもの人権啓発活動

- ・行政や市民が一丸となって子どもの人権を擁護する観点から、関係機関との連携により、子どもの権利に関する啓発活動を推進します。

(2) 児童虐待防止の推進

児童虐待の発生源予防、早期発見・早期対応だけではなく、虐待を受けた子どもの保護・自立支援、家庭への支援など総合的な児童虐待防止対策を実施します。

《主な取組・事業》

○児童虐待防止ネットワークの推進・強化

- ・児童虐待の早期発見、再発防止を図るため、関係機関による連携を推進するとともに、虐待されている児童もしくは虐待の疑いのある児童やその保護者に対して、関係機関による対応力の強化を図ります。

○児童虐待防止の啓発

- ・リーフレットの配布等により、児童虐待防止の啓発を図ります。

2 要保護児童と青少年の健全育成

【現状と課題】

- ・いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮等、様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、切れ目のない支援を行う必要があります。
- ・近年、心身症や不登校、引きこもり、思春期ややせ症をはじめとした思春期特有の心の問題が深刻化し、大きな社会問題となっています。

【主なご意見】

- 要保護児童というと、教育委員会等では経済的な支援の必要な児童というイメージで使われていると思うので、他の表現にしたほうがいいのではないか。
⇒ 児童福祉法の中では、要保護児童というのは、虐待に限らず、広い意味で保護を要する児童という捉え方で使われているので、この表現でよいと考える。
- 子育て中の外国人の母親の支援も必要であると考え。
⇒ 新たな事業として取り組むかどうかについて検討していく。
- 要保護児童に放課後児童クラブを利用できる枠組みや、経済的に困窮する世帯、母子・父子世帯に対する放課後児童クラブ保育料の減免制度について検討していただきたい。

(1) 要保護児童と青少年の健全育成

小学校から中学校にかけて増加する傾向にある、いじめ・不登校への対応を図るとともに、子どもにとって有害な環境の浄化、非行防止活動など、関係団体との連携により安心できる地域づくりに努めます。

《主な取組・事業》

○いじめ問題対策の強化

- ・いじめ問題に対応するため「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」を中心に、関係機関が連携し、いじめの防止や早期発見に努めます。

○不登校への対応（相談体制の強化）

- ・子どもが気軽に話せる相談体制を充実し、ストレスを和らげ、一人ひとりがゆとりを持って学校生活を送れるよう環境整備に努めます。

○青少年非行防止

- ・青少年による非行の早期発見、被害の未然防止を目的として少年補導員及び専門少年員（少年アドバイザー）による街頭補導・街頭啓発を行います。

○有害図書等の浄化の推進

- ・有害環境から青少年を守る運動として、関係団体等と連携し、有害環境浄化のための街頭啓発活動などを行います。

3 健康な子どもを育てるための支援

【現状と課題】

- ・現在、市内5箇所、地域子育て支援事業を実施し、子どもと保護者が気楽に交流できる場や子育てに関する相談・情報提供を行っている他、各種保健事業等を通じて子どもの健康や子育てに関する情報の提供に取り組んでいます。
- ・子育てサポートセンターにおけるプレールームの開放、子育てサークル等への支援、保育所・幼稚園の園庭の開放、つどいの場づくりの推進等を通じて親子がともに、様々な人と交流や、豊かな体験ができる場・機会を増やしてきました。
- ・親又は子どもに健全な食習慣を身に付けてもらうため栄養士等による食育の推進、離乳食教室、歯の衛生週間におけるみがき残しチェック、歯科教室等に取り組んでいます。
- ・また、事故防止啓発事業、予防接種事業、保健所等定期健康診断、応急手当講習会等子どもの疾病予防・事故防止対策を実施しています。
- ・子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるように、関係機関と連絡を強化し、小児医療提供体制の更なる充実を図ることが課題となっています。
- ・子育て情報の発信については、官民の情報を総合して、わかりやすく発信していくことが大切であり、「いわき地域情報総合サイト（いわきあいあい）」の活用について検討していきます。
- ・本市の幼児の触有病者率は、全国及び中核都市平均と比較して高い状況にあります。このため乳幼児期における適切な歯科保健対策の強化が求められています。

【主なご意見】

●福島県は子どもの肥満のワースト1位となっており、いわきの状況もそれに近いと思う。その点は、今回、課題として挙がっていないが、何か考えているのか。

⇒肥満の原因はいろいろあると思うが、安心して外で遊ぶことができないということによる運動不足も原因の1つだと思うので、「子育てに配慮した生活環境の整備」のところで、屋内遊び場や子ども元気パークの整備という項目を入れている。ほかには、除染を徹底していくことによって安心して外遊びができるようにすることによって、肥満を解消するということも考えている。その他、母子保健部門と協議・検討したい。

【具体的施策の展開】

(1) 子育てに関する相談・情報提供の充実

子育て支援拠点事業では、子育てに関する相談や情報提供を行うとともに、サークル等の育成・支援、講演会等を開催し、子育て家庭の育児支援を推進します。また、各地区保健福祉センター及び子育てサポートセンターでの子育て支援総合窓口の充実、母子に関する相談を充実します。

《主な取組・事業》

☆地域子育て支援拠点事業

- ・子育て親子が気軽に、自由に利用できる交流の場を提供するとともに、子育てに関する悩みや不安等の相談に応じたり、子育て情報を提供します。市域の広域性を踏まえた地域バランスに配慮し、市北部地区においての実施を検討します。

○子育て総合相談窓口

- ・各地区保健福祉センター及び子育てサポートセンターは、誰もが気軽に子育ての相談ができるよう子育てサービス等の情報を整理するとともに、関係機関との連携により的確の支援の充実を図ります。

○母子健康相談（※新規：保健所）

- ・母性・乳幼児の健康の保持増進のため、育児に関する相談に応じ、育児不安の解消・母親同士の交流を図るとともに、健診の事後フォローの必要な児に対し、適切な支援を行います。

○母と子に関する電話相談

- ・子どもの身体発育、発達、病気、子育てに関する悩みなどに各地区保健福祉センターの保健師が随時電話等で相談を受けます。また、栄養や食に関すること、口腔に関することには保健所の栄養士・歯科衛生士が随時対応します。

○子育て情報の発信

- ・市内で子育て支援活動に関する情報を集約した「子育て支援ナビィ（愛称：ナビィ）」、インターネット等を利用した子育てや子どもの健康にする情報提供を充実します。

(2) 子育ての相互支援と仲間づくりの推進

市民同士により子育ての相互支援を行うファミリー・サポート・センター事業のさらなる充実を図るとともに、子育て親子の仲間づくりや子育ての自主グループ等への支援、子育て支援に関するボランティアの育成などを推進します。

《主な取組・事業》

☆ファミリー・サポート・センター事業

- ・育児の援助をしてほしい依頼会員と援助したい協力会員からなるファミリー・サポート・センターを充実し、会員の確保に努めます。

○病児・緊急対応強化事業（※新規）

- ・病児・病後児の預かりや緊急時の子どもの預かりに際し、育児の援助をしてほしい依頼会員と援助したい協力会員とで相互援助活動を行う病児・緊急対応強化事業を推進します。

○子育てわいわいひろば（※新規）

- ・2,500g未満で出生したおおむね1歳までの乳児とその母親を対象に、母親同士の交流や情報交換、相談の場を提供します。

○つどいの広場づくりの推進

- ・乳幼児とその保護者が気軽に集い交流し、子育てに関する悩みの相談や情報提供を提供する場づくりを推進します。

○育児不安対策事業

- ・子育て中の母親同士の交流を通じ、育児不安の解消と子どもの安らかな成長の促進を図ります。また、育児不安を抱えていたり、育児が困難な母親等に対して、グループセラピーの手法等による支援を行います。

○子育てサークル等への支援

- ・地域子育て支援拠点等における子育てサークルの活動や、公民館機能の一環として、子育てに関するグループの自主的学習活動に対する支援を行います。

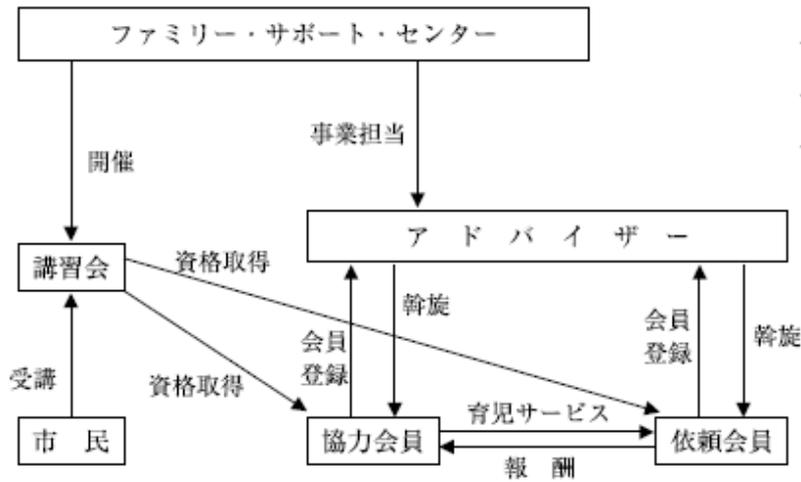
○母親クラブへの支援

- ・地域における児童福祉の向上を図るため、児童の事故防止、親と子の世代間交流等の活動を行っている母親クラブへの支援を行います。

○子育てに関するボランティア活動の推進

- ・子育てに関するボランティアや団体等の育成、活動等を支援するとともに、情報提供に努めます。

● ファミリー・サポート・センター事業の概要



- ・ 会員の募集、登録
- ・ 相互援助活動の調整
- ・ 講習会の開催
- ・ 説明会の開催等

*ファミリー・サポート・センターで扱う相互支援援助活動

- ・ 保育施設の保育開始前や終了後子どもを預かること。
- ・ 学校の放課後、子どもを預かること。
- ・ 学校の夏休みなどに、子どもを預かること。
- ・ 子供が軽度の病気の場合等、臨時的、突発的に終日子どもを預かること等。

資料：子育て支援課

(3) 生活習慣の基礎づくりに向けた支援

生涯を通じて心身ともに健康で自立した生活を送るための基礎として、乳幼児期からの食事や歯を中心とした健康づくりと、親と子が健やかに過ごすための学習機会の充実を図ります。

《主な取組・事業》

○離乳食教室

- ・正しい食習慣の基礎づくりの第一歩として、離乳食の進め方等について学習する機会を提供します。

○いわきっ子・いきいき健やか食育教室（幼児期）（※新規）

- ・家庭の食育を支援するため、幼児と保護者が親子で楽しく料理や食事を体験できる機会として料理教室を開催します。

○健康教育

- ・子育てを行う両親の多様なニーズに対応し、妊娠・出産・発達・育児・食育等に関する適切な情報提供及び知識の普及、仲間づくりなどの支援を行います。

○歯ピカリ教室（※新規）（保健所）

- ・生後 10 か月から 1 歳 2 か月の児とその保護者を対象に、むし歯予防に関する講話と仕上げ磨きの実技を実施します。

○おやこ性教育教室

- ・乳幼児期の親子を対象に、早期から生に関する正しい情報にふれる機会、親子が向き合って話し合えるきっかけづくりの場を提供します。

(4) 疾病予防・事故防止対策の推進

疾病予防対策としては、予防接種事業を充実するとともに、乳幼児健康診査や健康教育での子供の事故防止に関する啓発、応急手当講習会等を実施します。

《主な取組・事業》

○予防接種事業

- ・予防接種法に基づいた予防接種を実施するとともに、接種率の維持・向上を図ります。

○事故防止啓発事業

- ・乳幼児健康診査等の機会や母子健康手帳（親子健康手帳）への情報掲載により、小児事故防止の啓発を図り、より多くの機会に事故防止の意識啓発・対策を推進します。

○応急手当講習会

- ・応急手当の普及講習会等を実施し、子どもの急病や事故に対する応急処置について普及啓発します。

(5) 小児医療の充実

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるように、関係機関と連携を強化し、小児医療提供体制の更なる充実とともに、晩婚・晩産化等を背景にニーズが増加している周産期医療体制の整備充実を図ります。

《主な取組・事業》

○休日夜間急病診療所

- ・休日及び夜間における一時救急医療を確保するため、軽症の急病患者に対し内科・小児科の診療を行います。

○休日在宅当番医制

- ・休日の昼間における軽症の救急患者の診療を各地区の医療機関が分担して実施し、小児専門医療機関が毎日曜日、当番で診療を行います。

○周産期医療体制の整備

- ・ハイリスクの妊産婦や新生児を高度専門的な医療を提供する施設に收容し、安全で安心な妊娠・出産のための医療を提供します。

○乳幼児医療費助成事業

- ・生まれてから小学校就学前までにかかる医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します。

★子ども医療給付費

- ・子育て支援のため、小学校1年生から18歳までの子どもの通院・入院にかかる医療費助成を行います。

4 幼児期から成人まで切れ目ない療育支援の推進

【現状と課題】

- ・増加傾向にある発達障害などの障がいのある児童に対する支援を適切に行うため、乳幼児健康診査での早期発見に努めるとともに、子育てサポートセンターで、主に乳幼児期の発育発達面に問題をもつ児童や障がい児等に関する相談・支援や、プレイルームの開放等子育てに関する支援を行っています。
- ・あそびの教室、訪問指導、地域療育等支援事業、療育支援地域連絡会議、障がい児保健研修、障がい児との交流保育の推進等相談から療育まで継続した支援体制を進めています。
- ・子育てサポートセンターは主に乳幼児期の発達支援に対応し、経過情報も把握しており、小学校入学前の心身障害児就学指導審議会に情報提供しているが、就学後は関わりが薄くなっており、連携強化が求められています。

【主なご意見】

●障がい児の支援や不登校等、福祉と教育とで取り組む必要があるものがあると思うが、その辺りの連携はどう考えているのか。

●障がいを持つお子さんは、就学前は福祉、就学後は教育、そして卒業してからはまた福祉という形で、今までは分断されていたが、その辺りは今後どうなるのか。

⇒ 平成 25 年度に策定した第 4 次障がい者計画に基づいて実施している事業もあるし、子育てサポートセンターでも就学前のサポートや就学後の情報の提供等を行っており、その連携を切れ目なく充実させたいと考えている。現在でも、子育てサポートセンターや乳幼児検診などで早期に障がい等を発見し、保育所の統合保育につなげているが、それが小学校の特別支援学級等まで切れ目なくつながるようにしていく必要があると考えている。不登校児童・生徒に関わる問題は、教育委員会独自でも適応指導教室「チャレンジホーム」の推進や、そこにも通えないようなケースについては、地区センターとの連携、児童相談所も含めたケース会議等で対応している。また、子育てサポートセンターとの連携についても、就学前、就学後の連携を強化していかなければいけないと考えている。

【具体的施策の展開】

(1) 障がいの早期発見・相談

乳幼児健康診査等の充実により、子どもの障がいの早期発見に努め、適切な早期療育へ結び付けていきます。できるだけ早期に障がいを発見し、療育支援に結び付けられるよう事業の充実を図ります。

《主な取組・事業》

○乳幼児健康診査〈再掲〉

- ・発育・発達の節目の時期に定期的に健康診査を実施し、障がいの早期発見に努めるとともに、各種相談会や関係機関の連携による健康診査後のフォロー体制の充実を図ります。

○子育てサポートセンター

- ・乳幼児期の発育発達面に問題を持つ児童や障がい児等に関する相談・支援、療育相談、あそびの教室等を実施します。

○乳幼児発達観察相談

- ・小児科医師、小児精神科医師、心理判定員、理学・作業療法士等専門家との面接により、子どもの発育・発達を促すための支援方針を決定するとともに、各種相談会や療育指導、療育機関の紹介を行います。

○経過観察児相談会

- ・継続した発達確認や支援が必要な子ども、言語発達に問題がある子どもに対して、心理判定員、言語聴覚士、保育士等による助言指導を継続的に実施します。

○巡回療育相談事業

- ・市内の拠点となる公民館、支所、総合保健福祉センターを会場に、障がいや発育発達上の問題や就学に関する相談を実施します。また、関係機関との連携を図りながら適切に継続支援します。

○療育相談指導事業

- ・長期にわたり指導を必要とする子どもと家族を対象に、家族同士の交流を図りながら、医師等による療養生活相談、助言、精神的支援を行います。

(2) 障がいのある児童の保育・療育の充実

乳幼児の発育・発達上育児支援が必要と思われる親と子を対象に、集団あそびを通し、その発達を促します。また、発達障害の子を持つ親を対象に、より適切な子育てと子供の発達を促進するための支援を行います。

《主な取組・事業》

○障がい児保育・統合保育の推進

- ・幼稚園や保育所における障がい児の受け入れを推進するとともに、障がい児保育を実施している保育士や教諭等に対する助言指導等により、障がい児保育・統合保育の充実を図ります。

○障がい児保育研修

- ・障がい児保育について適切な保育指導を行うため、国、県及び市主催の障がい児保育研修へ保育士を派遣します。

○訪問指導

- ・発育・発達に問題がある児童に対し、保健師等が家庭、幼稚園、保育所を訪問し、個々のケースに応じた支援を行います。

○保育所等訪問支援（※新規）

- ・障がい児が通う保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適應できるよう専門的な支援その他必要な支援を行います。

○発達学習会の開催（※新規）

- ・障がい児保育にたずさわる職員やその保護者が、子どもの障がいの特性や問題行動について理解を深め、適切な関わりを知るための学習会を開催します。

○あそびの教室

- ・発達に遅れや心配があり、経過観察が必要な幼児と保護者を対象に、集団遊びを通して健全な発達を促すとともに、適切な療育へ結び付けていきます。

○地域療育等支援事業

- ・巡回訪問・訪問健康診査等により療育機能の充実を図り、地域の在宅障がい児（者）及びその家族の福祉の向上を図ります。

○療育支援地域連絡会議

- ・専門療育機関の連携をさらに強化するため、定期的に連絡会議を開催し、意見や情報の交換等を行います。

○ペアレント・トレーニング事業（※新規：保健所）

- ・親が子どもの持つ特性を理解し、子どもへの対応の仕方について学び、親子の日常生活がより穏やかに送れるようサポートします。

○障がい児との交流保育の推進

- ・母子訓練センター等に通所している障がい児を、保育所や幼稚園で受け入れる交流保育を推進します。

（３）特別支援教育の推進

障がいのある児童・生徒が、安全で快適な学校生活を送れるように、一人ひとりのニーズに応え、個性や可能性を尊重し、自分らしく取り組めるよう学校全体で支援をする体制を推進します。

《主な取組・事業》

○市立学校特別支援教育推進事業（※新規：教育委員会）

- ・教員向けの専門研修や支援員等の配置、保護者対象の研修会により、教育環境の充実を図ります。
- ・特別支援教育コーディネーターが中心となり、学校全体で支援をする体制を整備します。
- ・医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携して、相談体制の充実を図ります。

○障がい者を理解するための教育の推進（※新規：教育委員会）

- ・障がいに対する理解を促進するため、小学生向け学習資料「はじめての障がい福祉」等を作成・配布します。

○特別教育支援便りの発行

- ・発達障害など特別な支援を必要とする子どもたちへの留意事項を内容とする広報紙「街路樹」を教員向けに定期的に発行します。

（４）障害のある児童の地域生活への支援

障がい児の療育支援のさらなる充実を図るとともに、地域生活を送るための在宅支援サービスの充実や、ノーマライゼーション理念の普及を図ります。

《主な取組・事業》

○放課後等デイサービス（※新規）

- ・学校に通っている障がい児の学校終了後に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

○児童発達支援（※新規）

- ・地域の障がい児やその家族、また保育所等の施設に通う障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導などを行います。

○ノーマライゼーション理念の普及啓発

- ・幼少期から障がい者に対する正しい理解と認識を身に着けることができるよう、広報啓発事業や障がい児との交流保育、出前講座等により、ノーマライゼーション理念に普及啓発を図ります。

5 ゆとりある教育の推進

【現状と課題】

- ・初めての子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことの少ない親が増加していること等、家庭の育児力の低下に対応するため、子育て講習会の開催、家庭教育講座の開催、「子育て学習」の開催等に取り組んできました。
- ・放課後や週末に地域や家庭で過ごす時間が増えたことから、体験活動等を通じて「生きる力」を身に付けさせるため、グリーン&ブルーツーリズム事業、ジュニアリーダー学級、青少年ボランティア事業、青少年自然体験活動事業、文化・体育施設等の開放等に取り組んでいます。

【主なご意見】

- 臨時休校の際に放課後児童クラブも開所しない場合の保育に悩む保護者も多いので、指導員の方にファミリー・サポート・センター事業の会員に登録していただき、臨時休校時に対応してもらえた方が、子どもとしても安心すると思う。また、非常勤の先生を一定数確保しファミリー・サポート・センターや緊急サポートで働くことも検討の余地があると思う。

【具体的施策の展開】

(1) 家庭教育の推進

家庭における教育力の向上のため、子育てサポートセンターや地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、学校、公民館等の関係機関が連携し、子どもの成長段階に応じた家庭教育に関する学習機会を充実します。

《主な取組・事業》

○青少年・家庭教育研修（※新規：生涯学習課）

・地域や家庭における教育力の向上や、積極的に家庭教育関与していくための資質を涵養することを目的とした講座を開催します。

○家庭教育講座の開催

・公民館事業として、乳幼児から中・高生を持つ子育て家庭を対象とした家庭教育に関する講座の充実に努めます。

○子育て学習事業

・新入学児童を持つ保護者を対象として、子育てやしつけなどの家庭教育のあり方について考える子育て学習講座を開催します。

○子ども読書活動推進

・年間を通して読書を推進するとともに、「子ども読書の日（4月23日）」や毎月23日を「読書の日」とし、重点的に読書活動推進に取り組みます。

○子育て関係機関によるネットワークづくりの推進

・家庭教育の充実を図るため、子育てサポートセンターや地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、学校、公民館等によるネットワークづくりを推進します。

○啓発活動の推進

・親子のふれあいの大切さや、父親・母親の役割、家族の役割、地域ぐるみの子育ての重要性などについて、幅広く市民に対して啓発していきます。

（２）学校教育の充実

各学校・地域において、学校と地域が連携しつつ、子どもたちの「生きる力」につながる様々な体験活動や学校支援的な活動などを展開されるような、学校・家庭・地域の連携・協力体制づくりを推進します。

《主な取組・事業》

○小・中連携事業の推進（※新規：教育委員会）

- ・児童・生徒の発達段階や小中学校間の接続に留意し、一貫性・系統性のある学習指導法や望ましい学習習慣の確立に努めます。

○学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業（※新規：生涯学習課）

- ・学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの育ちにかかわる取組みを推進します。

○適応指導教室「チャレンジホーム」

- ・不登校に悩む児童・生徒（小・中学生）を対象に、集団生活への適応を促し、学校へ復帰を支援します。

○学校施設の耐震化

- ・平成 27 年度までに、全ての学校（小学校、中学校、幼稚園）の校舎（園舎）及び体育館の耐震化を進めます。

○就学援助制度

- ・経済的理由で、子どもを公立小中学校へ就学させるのが困難と認められる家庭に対し、就学にかかる費用の一部を援助します。

○遠距離通学費補助金

- ・遠距離通学児童・生徒の通学費について、保護者の負担を軽減するために交通費の一部を補助します。

（3）多様な体験活動の推進（子どもを育てる地域活動の推進）

小中学生を対象として、公民館、学校・家庭・地域団体など地域の子どもの育ちに関わる様々な関係機関が一体となりながら、自分たちの暮らす地域を代表する産業や、伝統文化等に関わっている方々と協働で地域の姿を学ぶ体験型プログラムを、学校や公民館において提供します。

《主な取組・事業》

☆放課後児童クラブ(学童保育)の充実

- ・就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学生児童（障がい児を含む）に対して、適切な遊び場及び生活の場を提供し、健全育成を図ります。

○放課後子ども教室推進事業（※新規：教育委員会）

- ・安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施しています。

○児童館事業の充実

- ・地域の児童健全育成の中核施設として、各児童館・児童センターで児童の遊びやスポーツ活動などとともに、乳幼児と保護者を対象とした赤ちゃんサロン、幼児教室の開催など、子育て支援の拠点としての事業を充実します。

○子ども会育成会への支援

- ・子ども会を通じた青少年の健全育成を図るため、子ども会育成会の活動を支援します。

○いわき防災サマーキャンプ事業（※新規：教育委員会）

- ・子どもたちに対する各種体験活動を盛り込んだ避難所体験合宿（防災キャンプ）等を地域と協力しながら実施します。

○平成ジュニアチャレンジ（※新規：教育委員会）

- ・青少年を対象とした公民館事業として、学校や学年の枠を越えた仲間づくりをねらいとして料理、工作、スポーツなどの体験学習を実施しています。

○いわき・わくわく「しごと塾」事業の実施（※新規：教育委員会）

- ・小中学生を対象として、関係機関と連携し、地域を代表する産業や、伝統文化等を学ぶ体験型プログラムを、学校や公民館において提供します。

○ジュニアリーダー学級

- ・公民館事業として、小学3年生～6年生までを対象に、ゲーム、野外活動や移動教室を通して仲間づくりを学習します。

○青少年ボランティア事業

- ・市内の青少年にボランティアや体験活動の場を提供し、その意識の向上や、思いやり・奉仕の心などの精神面の充実を図ります。

○青少年自然体験活動事業

- ・小・中学生を対象とした野外活動等の交流事業を通して、社会性や協調性を養うなど、青少年の育成に努めます。

(4) 各種子ども相談事業の充実

子どもの教育・養育問題や家庭における児童の養育問題、家庭児童相談における電話、面接による相談と、関係機関との連携による各種の相談支援を充実します。

《主な取組・事業》

○教育相談事業

・すこやか教育相談や子ども健康教育相談を実施し、子どもの教育・養育問題や心身の発達、就学関係などに対応します。

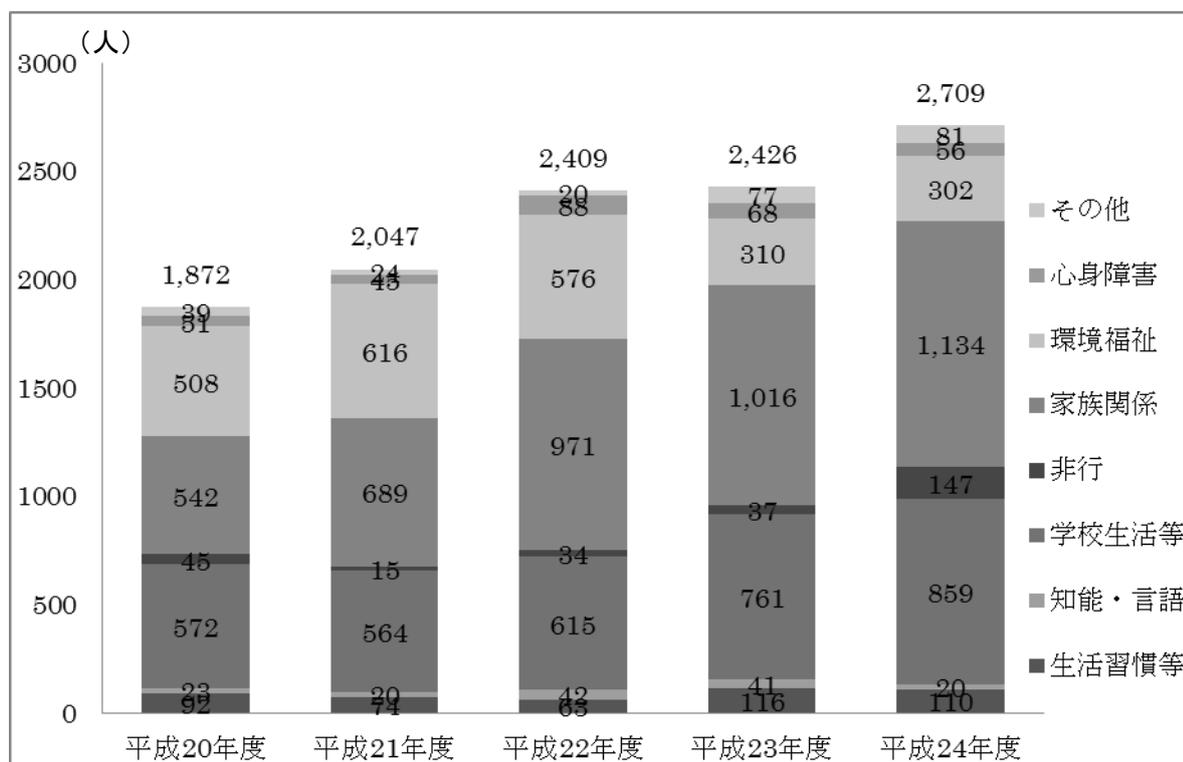
○家庭児童相談（※新規）

・家庭における児童の養育問題について専門の家庭相談員が相談を行います。

○児童相談所（※新規）

・18歳未満の児童について一般家庭・学校などからあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう援助指導を行います。

児童家庭相談室における相談受付件数



資料：子育て支援課

6 思春期保健の推進

【現状と課題】

- ・思春期における健康課題として、人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用の増加傾向等が全国的な課題として取り上げられていることから、学校保健と地域保健の連携、薬物乱用防止教室、学校教育における保健学習の充実、性・生教育セミナー等を実施しています。
- ・思春期保健対策は、健やかな妊娠・出産という次世代への生命をつなげる入口であり、保健分野・学校での発達段階に応じた性教育の実施はもとより、行政・教育機関・医療機関等及び市民(家庭)を含めて課題を共有し、課題解決に向けて連携した取り組みが不可欠です。
- ・本市の十代人口中絶率は平成 22 年度以降横ばい傾向にあり、国・県より高い状況が継続しており(平成 24 年度本市 11%、県 8.7%、全国 7%)、更なる対応が求められています。

【主なご意見】

●いわき市の中絶率は全国的にも福島県内でも高い傾向にあるが、計画の評価では「計画どおり実施している」、「おおむね計画どおり実施している」で占めている。本来、「進め方の改善がある」として、改善していくべきと考える。

⇒ 事業自体は計画どおりだが、結果としては、中絶率は横ばいが続いているということは、事業が機能していない部分もあると考えられるので、新たな取り組みも含め検討していく必要があると考える。

(1) 思春期保健の推進

思春期特有の性や健康の問題、または心の問題について、関係機関が連携を図り、積極的に取り組んでいきます。喫煙や薬物等に関する教育について推進します。

《主な取組・事業》

○学校における保健学習の充実

- ・学習指導要領に基づき、心身の発達や健康と環境等に関して学習し、課題の解決の仕方を身につけるよう保健学習を充実します。

○学校保健と地域保健の連携

- ・学校保健委員会への地域保健・福祉関係者の参加や養護教諭と保健師の合同研修等、学校保健と地域保健の連携を推進します。

○性・生教育セミナー

- ・学校保健と地域保健との連携のもと、思春期の子どもたちが自分の性や生について仲間とともに考える機会を提供します。

○思春期教育、性感染症予防教育教材貸出（※新規）

学校関係、企業等で思春期教育、性感染症予防教育を開催するにあたり、参考となる教材等について無料で貸し出しを行います。

○思春期健康相談

- ・思春期の体や性に関する悩みなど、本人やその家族からの相談に広く対応できるよう思春期健康相談を充実します。

○薬物乱用防止教育

- ・中学生を対象とした薬物乱用防止教室、小学生を対象としたスクールキャラバンカーの巡回などにより、薬物乱用防止について普及啓発します。

○エイズ予防啓発普及活動事業

- ・学校や企業等へ講師を派遣し、エイズや性感染症についての正しい知識の普及を図ります。

基本目標Ⅲ 子育てを、まちの復興とともに社会全体で支援

1 地域におけるさまざまな子育て支援

【現状と課題】

- ・子どもたちの健やかな成長を考えたとき、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子どもを守り、育てていくことができるような機運づくりが肝要であり、総合型地域スポーツクラブの育成、子ども会育成会への支援、スポーツ少年団への支援、子育てに関するボランティア活動の推進、子育て支援のための地域ネットワークの構築等に取り組んできました。
- ・交通教室の開催、交通教育専門員による立哨指導、防犯灯整備事業、子ども避難の家等、社会全体で子どもたちを守り、地域の非行防止活動や健全育成活動に取り組んでいます。
- ・登下校時の通学路等地域における児童・生徒等の安全の確保を図るため、学校、関係機関、地域が一体となった取り組みを推進することが課題となっています。
- ・子育て支援については、行政のみならず、地域住民がその担い手として支えていくことが必要であり、高校生や高齢者の方々が子育て支援に関われるような仕組みづくりを構築していくことを検討します。

【主なご意見】

- ボランティアでも自発的に活動する「ボランタリーアソシエーション」を育成していくということもどこかに盛り込んでいただきたい。
⇒ 「地域におけるさまざまな子育て支援」の取り組みの中で考えていく。「さまざまな」というのは、高校生や高齢者等との関わりも含まれている。
- 子育て支援は、多世代の住民の交流が大切であるため、そのような場作りへの協力をお願いしたい。
- 市民ボランティアの弁当代や交通費等程度の負担をお願いしたい。（京都市では 1,000 円のクオカードを配布）
- 子育て支援に特化したボランティア登録や、ボランティアを必要としている活動の情報を集約すべきと考える。それら個人・団体が交流できる機会を持つのもいいと考える。
- 公民館等の活動拠点の開放や公園に大人が常駐するなどして、子どもを見守れる仕組みをつくり、関わる大人が増え、そこで子育て支援の経験もできる仕組みがあったらいいと思う。

(1) 子どもの安全確保の推進

登下校時の通学路等地域における児童・生徒等の安全の確保を図るため、学校、関係機関、地域が一体となった取り組みを推進します。

《主な取組・事業》

○交通安全教育の推進（第9次いわき市交通安全計画）

- ・幼稚園や保育所、小・中学校に交通指導員を派遣し、交通ルールの意味及び必要性等について交通安全教育を実施します。

○通学路等での立哨指導（第9次いわき市交通安全計画）

- ・交通安全関係団体等による通学路における安全な行動の指導等を促進します。

○子ども避難の家の設置

- ・児童・生徒が不審者から逃げ込む場所として、地域の協力者に依頼し「子ども避難の家」の設置と普及啓発を進めます。

○防犯灯整備事業

- ・子どもが犯罪等の被害にあわないように、通学路等における防犯灯の設置を推進します。

2 子育てに配慮した生活環境整備

【現状と課題】

- ・子育て世帯が安心して子どもを育てるためには、子育てに余裕の持てる住宅を安価に提供していく必要があり、市営住宅の整備と民間住宅への支援、母子世帯等の優先入居枠の拡大等に取り組んできました。
- ・「福祉のまちづくり」の推進、都市公園等の整備、ちびっこ広場の整備、赤ちゃんの駅登録事業など、子育てバリアフリーの推進等子育てに配慮した生活環境の整備に取り組んでいます。

【具体的施策の展開】

(1) 子育てにやさしい住宅環境の整備

広くゆとりのある住宅など、子育てしやすい住宅の整備を計画的に推進していきます。また、災害公営住宅への母子世帯等の優先入居について検討していきます。

《主な取組・事業》

○災害公営住宅への母子世帯等の優先入居（※新規）（市復興事業計画）

- ・災害公営住宅への入居者における高齢者・障害者・母子世帯等の社会的弱者等の優先的な入居について検討します。

○市営住宅の整備と民間住宅への支援

- ・市営住宅の整備を検討していくとともに、子育てしやすく広くゆとりある特定優良賃貸住宅の活用を促進します。

(2) 安心して外出できる生活環境の整備

子どもや子ども連れの親等が安全・安心して通行することができるよう、道路環境の整備を進めます。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入を図り、幼児、高齢者、障害者を含めて誰もが安心、快適に利用できる公園づくりを推進します。

《主な取組・事業》

○子育てバリアフリーの推進

- ・公共施設にベビーベッドや授乳室、託児コーナーを設けるなど、安心して子ども連れで外出できる環境の整備に努めます。
- ・乳幼児連れの家族が気軽に利用できる「赤ちゃんの駅」について周知します。

○ちびっこ広場の整備

民間団体(区、町内会、子供会等)による、児童の遊び場の設置や既存の遊び場の整備を促進します。

○公園等の整備(公園緑地課)

- ・既設公園における公園施設のバリアフリー化、新たな都市公園の整備にあたっては、誰もが安全に安心して利用できる公園づくりに努めます。

★子どもの運動機会確保のための公園整備事業

- ・子どもの運動機会が減少したことにより、子どもの肥満傾向の拡大や体力の低下が見られるなど、健康に子どもが育つ環境が損なわれている状況にあることから、子どもの運動機会の確保のため、公園・広場などの整備や公園遊具の更新を行い、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興の促進を図ります。

3 安心して遊べる生活環境の整備

【現状と課題】

- ・福島第一原発事故以降、屋外での遊びに不安を持つ保護者とその子ども達が安心して遊べる場の確保等を図るため、平成 24 年度に市内 3 か所に屋内遊び場を整備するとともに、子育て支援や児童の健全育成機能を併せ持ち、年間を通じて活動できる屋内運動施設を整備するとともに、既存公園の改修等を行うことにより、(仮称)「なこそ子ども元気パーク」を整備することとしています。
- ・また、放射エネルギーの低減を図り、子ども達が安心して遊べる環境を確保するため、平成 26 年度から除染対象区域外にある保育施設、教育施設、公園等の「子どもの生活環境」を対象に、敷地内に存在するホットスポットについて、詳細なモニタリング結果に基づき除染を実施しています。
- ・平成 23 年度からホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施しており、平成 26 年 5 月から対象者の 2 回目の検査を北部地区から順次実施しています。

【主なご意見】

- 除染対象区域外にある保育施設、教育施設、公園等を対象とした除染は、強力に推進していただき、子どもたちが小学校に行っても、安心して遊べるようにしていただきたい。
⇒ これらの敷地内のホットスポットについてモニタリングして、線量が高ければ除染をしたいと考えている。
- 除染した保育園、幼稚園等の園庭開放や、校庭のさらなる除染と開放をお願いしたい。追加除染が必要なことは明らかであるので、市が主導で進めてほしい。
- 特に中高生の居場所として、趣味のダンスや音楽などができるスタジオのような居場所を民間と行政が連携して作っていただけると考える。

【具体的施策の展開】

(1) 放射能の影響のない安全な環境の確保

《主な取組・事業》

★屋内遊び場整備・管理運営事業

- ・東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、屋外での遊びに不安を持つ保護者とその子ども達が、安心して遊べる場の確保と、子育て親子が、外出を控えがちになる冬期間に屋内で遊べる場の提供を目的として、地域バランスを考慮し、市内3か所に屋内遊び場を整備して管理運営を行います。

★子ども元気パーク整備事業

- ・子どもの運動機会の確保と児童の健全育成・子育て支援機能を併せ持つ屋内施設「こども元気センター」を中心とする「子ども元気パーク」を整備します。

★公立保育所開放事業

- ・保育所や幼稚園等の日中活動場がない児童と保護者は、放射線量の影響で外遊びに不安を感じ、家に閉じこもりがちになっている状況にあるため、各地区の公立保育所の遊戯室等を開放し（週1回）、子育て親子が安心して遊べる場所の提供します。

★保育所等給食検査体制整備事業

- ・市内の保育所等の給食及び使用する食材の安全確保並びに当該保育所等に入所している児童及び保護者の不安解消を図るため、市内の公立及び私立保育所の給食・食材の放射性物質検査を行います。

★空間線量モニタリング事業

- ・市内2,000カ所以上の地点における放射線量の測定結果を公表する「いわき市放射線量マップ（いわきiマップ内）」の作成（年2回更新）や市民からモニタリングの要請があった場合の個別対応、市民自身が測定できる線量計貸し出し、さらには土壌などの放射能のモニタリングを行い、生活環境における放射線・放射能の測定体制を充実させ、放射線量・放射能の認識により、市民の不安を解消します。

★子ども遊び場除染事業

- ・除染実施区域内の保育施設、教育施設、公園等の「子どもの生活環境」の除染については、市除染実施計画に基づき、最優先に実施してきたところである。しかしながら、除染実施区域外にある施設や通学路においても、局所的に線量が高い、いわゆるホットスポットが存在する状況にある。これについては、除染対策事業交付金の対象とならないことから、これまで、具体的な対応が出来ていない状況にあったが、これらのホットスポットについても、放射線量の低減を図り子ども達が安心して遊べる環境を取り戻すため、福島県線量低減化支援事業補助金を活用した「子ども遊び場除染事業」を実施します。

★除染推進事業

- ・いわき市除染実施計画に基づき、個人住宅やその周辺農地・林地、さらには公園・道路などの公共施設において、きめ細かいモニタリングを行い、平均の空間線量が $0.23 \mu\text{Sv/時}$ 以上である住宅等を対象として除染を実施します。

(2) 震災により被災した子どもの心のケア

《主な取組・事業》

★保育サポート事業

- ・保育所を訪問し、震災によって心理的に不安定となっている児童について、経過観察し、必要に応じて専門機関への橋渡し等のコーディネートを行います。

★放課後子ども教室推進事業

- ・震災により避難生活を余儀なくされた子どもたちを対象とした放課後子ども教室を設置します。

(3) 教育・保育施設の耐震化・改修

《主な取組・事業》

★公立保育所耐震化事業

- ・市が現有する公立保育所 32 施設 54 棟(豊間、川前除く)及びへき地保育所 1 施設 1 棟のうち、昭和 56 年以前建築の 21 施設 41 棟について、耐震診断結果を踏まえ対象施設の耐震補強工事を行い、保育所施設の耐震化率 100%を目指すもの。

★幼稚園園舎改修事業

- ・福島第一原子力発電所事故に伴う放射線の影響等により、四倉小学校校舎内に移転した四倉第一幼稚園の保育室や遊戯室、園庭等を整備します。

4 支援を必要とする子どもとその家庭への取組み

【現状と課題】

- ・ひとり親家庭の親は自らが生計の中心であると同時に児童の扶養者であるため、両親がいる家庭と比べると精神的にも経済的にも子育ての負担が大きいことから、ひとり親家庭の親が安心して子育てをできるよう、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子寡婦福祉資金貸付事業、保健所及び放課後児童クラブへの優先入所、就業・自立を促進するための支援に取り組んできました。
- ・本市においては、現在、平成 25 年度に策定した「第 4 次市障がい者計画^後」に基づき、在宅支援サービスの充実、重度心身障害者医療費給付事業、重度心身障害児童福祉金、特別児童扶養手当等、障がい児の福祉の向上に取り組んでいます。

【主なご意見】

- ひとり親家庭の親は経済的に子育ての負担が大きいので、塾に代わるような学習支援のサポートとして学生さんたちがボランティアで関わってくれるような場があればと思う。

【具体的施策の展開】

(1) ひとり親家庭等への支援

増加しているひとり親家庭の子育てを支援するため、手当支給制度等の支援のほか、就業や生活に密着した指導を行うなど、各種自立支援施策の充実に努めます。

《主な取組・事業》

○母子自立支援相談の充実

- ・母子家庭や寡婦の方の困りごとについて、母子自立支援員が相談を受け、自立に向けた就労支援などを推進します。

○保育所及び放課後児童クラブへの優先入所

- ・母子家庭等の保育所及び放課後児童クラブへの入所を優先します。

○児童手当支給

- ・中学終了前の児童を養育している父母等に対して児童手当を支給します。

○児童扶養手当支給事業

- ・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助長するため、その児童を養育者に児童扶養手当を支給します。

○ひとり親等家庭医療費助成事業

- ・ひとり親家庭の親と児童、または父母のいない児童に対して、医療費の保険診療分の自己負担額の一部を助成します。

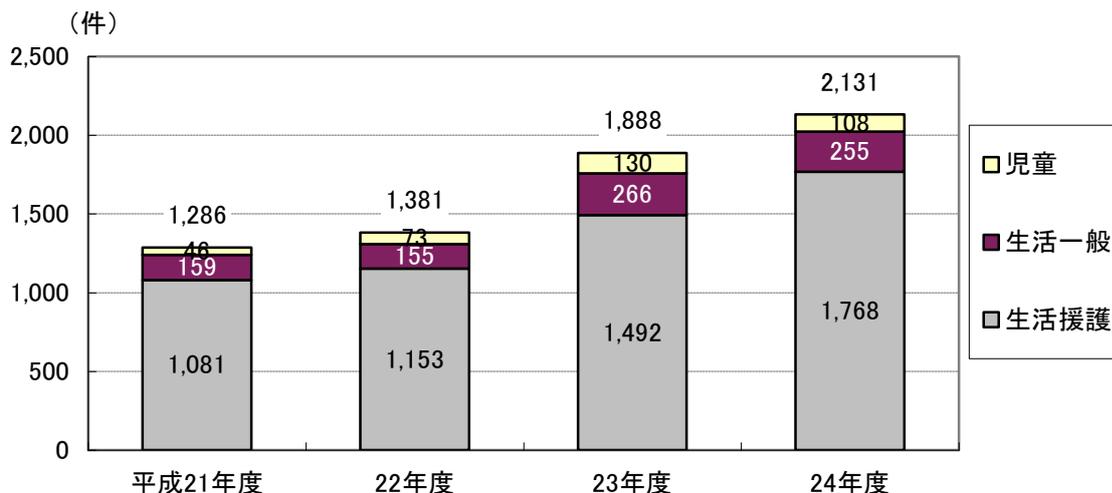
○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業（※新規）

- ・母子家庭の母や父子家庭の父が就業に繋がる教育訓練講座を受講した場合に、その費用の一部に対し「自立支援教育訓練給付金」を支給し、就業に向けた主体的な能力開発に関する取り組みを支援します。

○母子寡婦福祉資金貸付金

- ・母子家庭及び寡婦の経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉の増進を目的に資金を貸し付けます。

母子自立支援員の相談状況



資料：子育て支援課

(2) 障がいのある児童と家庭に対する支援

《主な取組・事業》

心身に障害を持つ児童や保護者に対する各種手当を給付し、その生活の安定と福祉の増進を図ります。

《主な取組・事業》

○特別児童扶養手当支給

- ・心身に中度または重度の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している父、母、もしくは父母に代わる養育者に手当を支給します。

○障害児福祉手当支給

- ・重度障がい児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

○重度心身障害者医療費給付事業

- ・障がい児を含む重度心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を給付します。

○育成医療給付事業

- ・身体に障がいのある児童（18 歳まで）に対して、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行います。

○重度心身障害児童福祉金

- ・3 歳から 20 歳未満の重度身心障がい児を養育している人に対し、福祉金を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ります。

(3) 避難児童及び保護者への支援の推進

【現状と課題】

東日本大震災による遺児その他被災児童を支援するため、いわき市東日本大震災遺児等支援事業ほか経済的支援の充実を図ります。

《主な取組・事業》

○いわき市東日本大震災遺児等支援事業（※新規）

○災害遺児激励金（※新規）

- ・災害(交通、労働、海上、大規模)により父母等を失った災害遺児を扶養している方に災害遺児激励金を給付します。

○被災児童生徒就学援助費（※新規：教育委員会）

- ・東日本大震災により被災した児童・生徒が適切に義務教育を受けることができるよう学用品や給食費等の支援を行います。

○被災児童生徒遠距離等通学支援事業（※新規：教育委員会）

- ・東日本大震災の影響により遠距離での通学を余儀なくされた児童・生徒への通学支援を行います。

(4) 被災を受けた施設の復旧

《主な取組・事業》

★被災公立保育所移転改築事業

- ・震災で被災した豊間中学校を豊間小学校隣接地を敷地造成し整備するのに併せ、津波により被災した豊間保育園を、中学校校舎1階に整備します。

★豊間放課後児童クラブ施設整備事業

- ・津波により全壊した豊間保育園、及び同じく被災した豊間中学校について、震災の被害を免れた豊間小学校隣接地を造成し、小学校と渡り廊下で接続する保育所及び中学校の一体型施設建設に伴い、放課後児童クラブを同施設内に整備（移転・改築）します。

5 子育て支援に関わる人材の創出と育成

- ・本年 10 月から国の「地域少子化対策強化交付金」を活用し、潜在保育士の復職を推進するため、市内の潜在保育士を掘り起し、保育所等への現場復帰に向けた支援を行う事業に取り組むこととしています。今後とも多様な保育ニーズや放課後児童クラブの拡充に向け子育て支援に関わる人材の創出と育成が必要不可欠になります。

【主なご意見】

- 具体的にどのように進めるのか？
- 復職する方や現在働いている方の支援等もここに加えていただきたい。
- 関東圏を始めとした県外に出た学生に対して、事業所ごとに求人を行うのではなく、市が協力してオールいわきで大学に求人を出すというような支援体制が必要なのではないか。
- 幼稚園や保育所でさえ保育士がいない状況の中では、学童クラブの指導員のなり手はなおさらおらず、若い指導員が関東に出でしまい、クラブが存続できなくなったという事例もあるような状況に陥っている。人材支援に関しては切に何とかしていただきたい。
- 学生が都会に流れていくという問題については、量の確保というところに直接影響するので、早く対策を講じる必要があると思う。具体的に、誰がどのように課題を挙げて、解決策を練っていくのか。

⇒ 行政としては、まずはやれることからやっていく。

市内で保育士の養成されている大学にアンケート協力をお願いし、OBの方に対し働く意向や資格があるかなどを把握するためのアンケート調査をして、意向がある方には保育士や児童クラブの支援員に携わっていただくなど、職場復帰につなげていく。また、資格はあるが、主婦の方や、双葉地区からの避難してきている方など、潜在保育士として雇用に結び付ける。

賃金等によって、都市部のほうに保育士や幼稚園教諭が流れているのが実情であり、自治体として国に対して賃金の改善の申出をする必要があると考えている。

若い世代が将来もいわきに住みたいという意識を持っていただくような取り組みが必要だと考える。また、いわきは子育てがしやすい環境であるというアピールできる取り組みも必要だと考える。

- 人材の育成のためには、基本施策Ⅲ－1の「地域におけるさまざまな子育て支援」の、高校生や高齢者が子育て支援に関われるようにするということと連動させていただきたい。

高校生が生徒の時代に子育て支援に具体的に関わっていくことで、その後、その高校生が保育士や幼稚園教諭を目指すという方向付けにつながるし、地域の高齢者が子育て支援に関わることで地域が活性化しているという話も聞く。それがひいては家庭教育の充実にもつながると学校では考えているので、ぜひそういう取り組みを具体的に進めていくことにも力を入れてほしい。

- 社会福祉協議会では、サマーショートボランティアというものを実施し、120～130人の高校生が保育所、幼稚園、高齢者の施設等に行き、3、4日間現場を経験するという形で、きっかけづくりをしている。そういう施策も充実・強化していくべきだと思う。
- 有資格者や責任のある仕事に就いた場合の賃金が低いことが一番の問題ではないかと思う。せつかく保育の仕事に就いてもすぐ辞めてしまうという構造を改善することによって多くの人材が確保できると考える。

《主な取組・事業》

- 子育て支援コーディネーターの育成
- ★家庭的保育者・家庭的保育補助者の研修
 - ・家庭的保育事業において保育に従事する家庭的保育者や家庭的保育補助者に対し、保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、市が認定をするために必要な研修（基礎研修、認定研修等）を行います。
- ★潜在保育士の復職の推進
 - ・本市内唯一の保育士養成校と連携して、当該校の卒業者の中から潜在保育士の掘り起し、保育所等への現場復帰等に向けた支援を行うことで、子ども・子育て支援新制度に向けて保育環境の充実につなげていきます。
- ★放課後児童クラブにおける子育て支援員の発掘
- ★日々雇用職員の賃金引き上げ
- ★市内高校生の職場体験事業

【基本理念に関するご意見】

- 基本理念の中に、いわきを住みやすい所にしていくということをまず言って、その後に、だから子どもたちも頑張してほしいという書き方にするといいのではないか。
 - ⇒ 「子どもが育ち、家庭、復興を目指す地域社会に還元し、新しいまちをつくる。そして未来へつないでいく」という言葉に込めている。今言われたような意見も含めて、押し出していきたい。
- 基本理念では、子どもの育ち、子どもの最善の利益を確保するというところの趣旨もとても大事なので、子育てという中で子どもがどう育っていくか、それを大人がどう応援するかという、子どもの育ちという視点がもう少し入るといいのではないか。
 - ⇒ 「子どもが育ち」という部分を膨らませる必要があると思った。委員の意見を踏まえて、表現を検討したい。
- 児童に関しても、障がい児と健常児との差別撤廃の理念等は関わってくるのか。
 - ⇒ 「等しく」という部分で障がい児の権利も考えていく。